

平成25年3月5日

筑紫野市議会基本条例 逐条解説

平成25年3月
筑紫野市議会（議会事務局）

目次

議会基本条例とは	1
なぜ筑紫野市議会で議会基本条例が必要なのか	1
これまでの検討の経緯	2
今後の予定	2
議会基本条例の位置付け	3
前文	4
第1章 総則	
第1条（目的）	5
第2条（基本理念）	6
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条（議長の役割）	6
第4条（議会の活動原則）	7
第5条（議員の活動原則）	8
第6条（議員の能力向上）	9
第7条（会派）	10
第3章 市民と議会の関係	
第8条（市民参加の推進）	10
第9条（会議等の公開等）	11
第10条（広報の充実）	12
第11条（議会報告会）	13
第4章 市長等と議会との関係	
第12条（市長との関係の基本原則）	13
第13条（質疑応答等）	14
第14条（政策等の監視及び評価）	14
第15条（政策の立案及び提言）	15
第16条（議会の資料要求等）	15
第17条（地方自治法第96条第2項の議決事項）	16
第5章 自由討議の保障及び拡大	
第18条（自由討議の保障及び拡大）	17
第6章 政務活動費	
第19条（政務活動費）	17
第7章 委員会の運営	
第20条（委員会の運営）	18
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	
第21条（議会図書室）	19
第22条（議会事務局の体制強化）	19
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇	
第23条（議員の政治倫理）	20
第24条（議員定数）	20
第25条（議員報酬）	21
第10章 議会改革の推進	
第26条（議会改革の推進）	22
附則	22
参考資料	
市議会のしくみ	23

1. 議会基本条例とは

地方分権時代にふさわしい議会のあり方及び、議会・議員の担うべき役割等を明らかにするとともに、議会改革の推進と活性化を図るため、その基本的理念や方向性を示し、議会・議員の活動原則や市民と議会との関係、市長等と議会との関係などを定める条例です。

2. なぜ筑紫野市議会で議会基本条例が必要なのか

議会は、日本国憲法第92条（地方自治の本旨の確保）の規定に基づき定められている地方自治法の規定により、住民による直接選挙で選ばれた議員をもって構成し、自治体の意思決定（議決）機関としてまた、政策立案や監視けん制機能等を有し、住民福祉の向上を図るため活動しています。

一方、首長も同法の規定に基づき選任され、執行機関の長として市政を担って活動しています。

いわば両者は存在の根拠を同じくし、二元代表制のもとで住民の負託に応え、市政の進展と住民福祉の向上を図るため、それぞれに責任を負っています。

近年、地方分権の進展や行財政改革等の観点から地方自治体においては、市民協働事業の普及、さらには地域分権への方向性が顕著となっています。

本市議会としても、議会運営の改善・改革に向けて取り組んできたところですが、更に議会活動の活性化を図り、「市民に開かれた議会」「市民に信頼される議会」のあり方の構築とその具現化の検討は、喫緊の課題となっています。

また、現在多くの地方議会で「議会の改革・活性化」に向けた取り組みが、活発に行われるようになって来ましたが、その一つの取り組みが「議会基本条例」の制定といえます。

本市議会においても、これまでの議会運営の改善・改革に向けた取り組みの経緯等を踏まえ、特別委員会を設置し、今まで市議会が行ってきた様々な議会改革・議会活性化の動きを後退することなく、継続して議会改革を行っていくため、議会のあるべき姿やその責務を十分に果たしていくための取り組みなどを議会基本条例という形で市民の皆さんに明らかにし、たとえ議会の構成が変わってもこれを担保しようと考えました。

3. これまでの検討の経緯

(1) 議会活性化調査特別委員会（10名の委員で構成）
（平成21年12月～平成23年5月）

- 調査研究方針の決定
- 議会活性化に関する研修会の開催
- 現状と課題の整理・検討
- 先進事例の調査研究

(2) 議会活性化調査特別委員会（22名の委員（議員全員）で構成）
（平成23年6月～平成25年5月）

- 現状と課題の整理・検討
- 議会活性化に関する研修会の開催
- 条例骨子に盛り込む内容の整理・検討
- 条例素案の作成
- 説明会の開催、市民意見の聴取、素案から条例の条文化へ
- パブリックコメントの実施
- 条例案の確定
- 市議会本会議への条例の上程、審議、議決
（平成25年2月27日上程可決 平成25年4月1日施行）

4. 今後の予定

(1) 議会基本条例制定後

- ①条例の理念に基づいた議会活動、議員活動の実践
- ②条例上、新たに設置するとされた組織等の設置
- ③条例上、新たに行うとされた取り組み事項の実施

～ 議会基本条例の位置付け ～

憲 法

法律（地方自治法、公職選挙法、他）

筑紫野市議会基本条例

前文

第1章 総則

目的(第1条)、基本理念(第2条)

第2章 議会及び議員の活動原則

議長の役割(第3条)、議会の活動原則(第4条)、議員の活動原則(第5条)、議員の能力向上(第6条)、会派(第7条)

第3章 市民と議会の関係

市民参加の推進(第8条)、会議等の公開等(第9条)、広報の充実(第10条)、議会報告会(第11条)

第4章 市長等と議会との関係

市長との関係の基本原則(第12条)、質疑応答等(第13条)、政策等の監視及び評価(第14条)、政策の立案及び提言(第15条)、議会の資料要求等(第16条)、地方自治法第96条第2項の議決事項(第17条)

第5章 自由討議の保障及び拡大
(第18条)

第6章 政務活動費
(第19条)

第7章 委員会の運営
(第20条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備
議会図書室(第21条)、議会事務局の体制強化(第22条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇
議員の政治倫理(第23条)、議員定数(第24条)、議員報酬(第25条)

第10章 議会改革の推進
(第26条)

《議会に関係する条例等》

議員定数条例：議員定数を規定

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例：議員の報酬等に関することを規定

定例会の回数に関する条例：定例会の回数を規定

委員会条例：委員会の設置、運営方法等を規定

会議規則：議会の開催、議事手続き、質疑、請願処理、協議・調整の場等を規定

傍聴規則：会議の傍聴に関し必要事項を規定

政務活動費の交付に関する条例：政務活動費の額、交付方法及び使途基準等を規定

政務活動費の交付に関する規則：政務活動費の交付手続等を規定

議会事務局設置条例：地方自治法の規定に基づき市議会に事務局を置くことを規定

《議会に関係する他の条例等》

情報公開条例：情報公開の必要な事項を規定

市民自治基本条例：市民自治によるまちづくりを実現することを規定

政治倫理条例：政治倫理に関し必要な事項を規定

議会運営等に関する申し合わせ、諸規程、各種要綱、確認事項等

○筑紫野市議会基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）
- 第3章 市民と議会の関係（第8条—第11条）
- 第4章 市長等と議会との関係（第12条—第17条）
- 第5章 自由討議の保障及び拡大（第18条）
- 第6章 政務活動費（第19条）
- 第7章 委員会の運営（第20条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第21条・第22条）
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条—25条）
- 第10章 議会改革の推進（第26条）
- 附則

■ 前文

筑紫野市域は、古代から明治22年まで御笠郡の一部で、34の村に分かれていたが、明治22年の町村制の施行により、二日市、御笠、山家、筑紫、山口の五村に統合され、明治28年に二日市村が町制を施行し一町四村となった。現在の筑紫野市域は、昭和30年にこの一町四村が合併し筑紫野町となってから形成された。筑紫野町は、人口4万人に達した昭和47年に市制を施行して筑紫野市となり現在に至っている。本市の有する歴史・文化は古く、福岡平野、筑後平野、飯塚盆地を相互に結ぶ交通の要衝にあり、福岡都市圏の拡大と共に急速に都市化してきている。

筑紫野市議会（以下「議会」という。）は、この多彩な地域に暮らす筑紫野市民（以下「市民」という。）を代表する合議制の機関として、時代の変化に即した議会改革に鋭意取り組んできた。

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と首長がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。

議会は、その果たすべき責務や役割を市民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。

ここに、議会は、市民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の精神にのっとり、市民の負託に全力を挙げ応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【趣旨】

前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにするものである。

【解説】

地方自治制度の基本であり前文の中でも触れている「二元代表制」については、第2条と第12条の解説を参照のこと。

なお、前文では、この条例を本市議会の「最高規範」として制定する旨を明らかにしているが、これは、この条例が本市議会における基本的な事項を定める条例であって、議会に関する条例等を定める場合は、本条例の趣旨を尊重し整合を図り、議会関係条例等については、絶えず見直しを行う必要がある（第4条第4項参照）という、この条例の性格を分かりやすく示す表現として宣言的に述べたものである。本条例はあくまでも憲法や地方自治法の枠内で制定したもので、他の条例に優越する法的効果まで有するわけではない。

※地方分権とは：国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員（以下「議員」という。）の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めたものである。

【解説】

これまで明文化されていなかった議会の基本理念、議会の役割や活動原則、議員の責務や役割、市民と議会との関係、市長その他の執行機関と議会との関係、議会改革の取組方針など議会に関する基本的な事項を明確にし、議会・議員と市民の共通認識とすることにより、議会が市民の負託に的確に応え、その結果、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与していくことを、この条例の目的として規定した。

※負託とは：責任を持たせて、任せることです。

※市民福祉の向上とは：地方自治法第1条の2の規定は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。と規定されています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。

【趣旨】

本条は、議会が達成しようとする基本的な理念について定めたものである。

【解説】

地方自治法では、議会の組織や個々の権限等について定めた規定はあるものの、議会が担う責務や役割について総括的に定めた規定はない。

このことが、市政において、議会がどのような役割を果たしているのか、市民に分かりにくくしていた面があるのではないかと考え、本条で議会が達成しようとする基本的な理念を明らかにするとともに、議会としても自らの使命を再確認することにより、今後もその責務を果たしていこうとするものである。

我が国の地方自治制度では、議会と執行機関の長である市長が、ともに住民の直接の選挙により選任され、相互に抑制と均衡を図ることで公正な行政運営を図る二元代表制が採用されている。この制度において、市民の多様な意見を代表する機能を有する議会は、市民の多数意見を代表する市長とは異なる視点で市民の意思を市政に反映させる役割が期待されている。そこで、本条では、議決により市の最終的な意思決定を行う議事機関として、議会内において公平で公正な議論を尽くすことにより多種多様な市民の意思の調整を図って市政に反映させるとともに、議決権、監視権などの議会に与えられた機能を最大限発揮することで、地域の問題を地域の実情に応じて地域自らで判断し対処するという真の地方自治の確立を目指すことを、筑紫野市議会の基本理念として規定した。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議長の役割)

第3条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。

2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。

【趣旨】

本条は、議会の代表である議長が果たすべき役割について定めたものである。

【解説】

- 1 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表する者であり、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、本条で、議長が果たすべき役割の規定を置くこととした。
- 2 第1項では、議長は、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統理など地方自治法上与えられた権限を適切に行使することはもちろん、議会への信頼を確保しその権威を高めるため、議会の品格や地位を保持するとともに、議会の機能強化に向けて、リーダーシップを発揮する役割を果たすべきであることを規定した。
- 3 議会を市民に開かれた顔の見える存在とするためには、議会としての活動状況や考え方について積極的な情報発信を行うことが重要である。そこで、第2項では、議会の代表である議長が、その役割を担っていくことを規定した。

(議会の活動原則)

- 第4条 議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。
 - 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
 - 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、第2条で定めた基本理念にのっとり、議会が果たすべき責務について定めたものである。

【解説】

- 1 議決事件に関しては、議会の議決により市の意思が最終的に決定され、市長等は議会の議決が無い限りその執行はできない。このような重大な行為である議決に対する市民の信頼を確保するために、議会の意思決定に至る過程における透明性を確保することが重要である。そこで、市長等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう、監視し、評

価する役割を担っていることを規定した。

- 2 第2項では公平・公正な議論を尽くし市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、個々の議員の発言を保障し、議員相互で十分な討議を行って結論を導き出すなど、議会内で活発な議論が行われるよう運営に努めることを規定した。
- 3 市民からの負託を受ける議会としては、議会での審議の経過や結果を市民に説明することは、果たさなければいけない責務である。そのことを含め、議会の仕組みや活動を市民により理解していただくために、積極的に情報を提供することを規定した。
- 4 本条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する他の条例、規則、申し合わせ等の制定や改廃を行う場合は、本条例の趣旨を尊重し、この条例に規定する内容と整合を図る必要があること。また、必要に応じてこの条例の規定内容に検討を加え、その結果に基づいて、条例の改正など所要の措置を講じ、条例の内容を見直していく方針を規定した。

※他の執行機関とは：教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

【趣旨】

本条は、議員が果たすべき責務について定めたものである。

【解説】

- 1 地方自治法では、議員の位置付けや責務に係る一般的な規定は置かれていない。このため、本会議や委員会に出席して審議・審査を行うことだけが議員の役割であるかのように誤解されるなど、議員の果たしている役割が市民に十分に理解されていないような傾向も見られる。そこで、議会がその機能を発揮するために、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているかを、本条以下に規定して市民に明らかにすることとした。また、議員としても自らの責務を再確認することにより、今後もその役割を果たしていこうとするものである。

2 本条では、議員は、選挙により選出された市民の代表として、地域的な課題だけでなく、広く市政全般における課題を把握するとともに、これに対する市民の意思についても的確に把握する責務を有すること、また、議会という合議体の一員として、本会議や委員会での審議・審査などの議会活動を通じて議会の機能を遂行することで市民の負託に応えるべき責務を有すること、さらに、多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを規定した。

※言論の府とは：議会が多様な意思・意見をもつ複数の議員が集まり、意見を表明し合う場であるということの意味しています。

(議員の能力向上)

第6条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。

2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員の能力向上と質問の充実に規定したものである。

【解説】

1 議会が、その機能を十分に果たすためには、議会を構成する個々の議員の能力向上が必要である。

しかし、市の行政は年々高度化・複雑化しており、議員として議案の審議や政策の立案などを行うに当たり必要な能力の向上を図るためにも、研修や勉強会への参加、市政の課題に関する研究に積極的に取り組むなど、議員自身が不断の自己研さんに努めるべきであることを、第1項で規定した。

2 議員が本会議や委員会で行う質疑・質問は、市の行政事務における現状や課題、これに対する市長等の見解を明らかにするため議員に与えられた重要な権利である。

よって、第2項では、議員は、質疑・質問を行うに当たっては、その権利に伴う高い責任を自覚し、第1項の取り組みの成果も生かしながら、自らその内容の充実に努めるべきであることを規定した。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。
- 3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、会派の結成、会派活動に当たり留意すべき事項について定めたものである。

【解説】

会派は、基本的な政策が一致する議員が議会における活動を共に行うため任意に結成する団体であるが、地方自治法で政務活動費の交付対象とされているほか、議会においては、委員会の委員構成などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上必要不可欠な存在となっていることから、その重要性に鑑み、議会の基本的事項として、本条で会派の規定を置くこととした。

なお、第1項では、議員が議会活動を円滑に行うため会派を結成できることを規定した。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の推進)

第8条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。

【趣旨】

本条は、市民の議会活動への参加を推進するための取組方針について定めたものである。

【解説】

- 1 本来、住民に近い存在であるべき議会が、ともすれば遠い存在として受け取られていることが、近年の地方議会への不信や無関心を招いている背景にあるとの指摘があることも踏まえ、第3章では、市民と議会との関係のあり方についての規定を置くこととし

た。

- 2 議会が、市民の意思を的確に把握し市政に反映させるためには、議会としても積極的に市民と関わる機会を持つ必要がある。また、市民にとっても議会の活動に直接関わることで、議会を身近に感じてもらう効果があると考え。そこで、本条に掲げる方法などにより、市民の議会活動への参加を推進する方針を規定した。
- 3 第1号では、委員会の運営に当たり、学識経験者や利害関係人から直接話を聞く制度として地方自治法に規定されている公聴会、参考人制度を、議案等の内容に応じて活用していくことを規定した。
- 4 請願と陳情は、市民が市議会に対し直接提案・要望を行う行為であり、市民の声を議会が直接受け止める貴重な機会である。請願が憲法第16条に基づく法律上保障された権利として行われる一方、陳情は事実上の行為として行われるものであるため手続き等に一定の差異が生じる場合はあるものの、これらが議会に対して行われた場合は、市民からの政策提案と捉えて、その内容について十分な審査を行うとともに、これを採択した場合は関係機関に善処を求めるなど誠実に処理すべきことを、第2号で規定した。

(会議等の公開等)

第9条 議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。

2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、会議等の公開と議会活動に係る情報公開について定めたものである。

【解説】

- 1 議会の判断に対する市民の信頼を確保するためには、その意思決定過程を明らかにする必要がある。そこで、第1項では、議会における会議等（本会議、委員会、協議調整の場）については、原則として公開していくことを規定した。ただし、会議等の性格上公開に馴染まないものは例外として対象から除かれることとなる。また、議会の意思決定の結果をより詳細に明らかにするため、本会議で採決された議案（意見書・決議を含む）や請願に対する賛否を速やかに公表することを併せて規定した。

2 第2項では、会議等の公開を行うに当たっては、単に市民の傍聴を認めるに止まらず、例えば傍聴手続きや配付資料の改善など市民ができるだけ傍聴しやすい環境の整備に努め、会議等の公開の実効性を確保するよう努めることを規定した。また、議会の活動に対する市民の理解を深め、その信頼を確保するためには、議会の活動に係る情報提供を進めることが有効である。そこで、第3項では、市民に対し、議会の活動に係る情報を公開し、提供するよう努めることを規定した。

なお、議会の活動に係る情報の公開・提供に係る具体的な手続き等については「筑紫野市情報公開条例」で定めている。

【運用】

1 第1項の「議案等に対する議員の賛否の公表」の規定については、この条例施行後に行われる議案の採決から適用されるため、平成25年6月定例会から実施する。

なお、公表は筑紫野市議会ホームページ等を活用して行う。

(広報の充実)

第10条 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会における広報のあり方について定めたものである。

【解説】

1 議会が市民に対して開かれた存在となるためには、議会から市民へ情報を発信する手段である広報を更に充実させることが重要である。そこで、本条において、議会として広報の充実に取り組んでいく方針を明らかにした。

2 第1項では、広報紙、インターネットのホームページなど多様な広報媒体を効果的かつ最大限に活用して、議会活動に関する広報の充実に努めていくことを規定した。

3 第2項では、議会が行う広報で取り上げる内容は、本会議や委員会の活動など議会の開会中に行われた活動内容が中心となり、会派や個々の議員が日々行っている議会活動の動きは見えにくい面がある。そこで、議会への信頼を高めるためにはこのような活動についても市民に知ってもらうことが効果的であると考えことから、会派や議員個人についても、それぞれが行っている議会活動について自ら積極的に広報を行うべきであることを規定した。

(議会報告会)

- 第11条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。
- 2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会における議会報告会のあり方について定めたものである。

【解説】

- 1 議会は、市民の信頼を得るため、議会の意思決定に至る過程の透明性を確保することが重要である。そこで、第1項では議会は自ら直接市民に対し議案等の審査過程や経過等を報告し、市民との意見交換の場として議会報告会を開催することを定めることを規定した。
- 2 第2項では議会報告会に関することは、「筑紫野市議会報告会実施要綱」で定めている。

第4章 市長等と議会との関係

(市長との関係の基本原則)

- 第12条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市長との関係における議会のあり方に関する基本的な原則について定めたものである。

【解説】

- 1 議院内閣制をとる国では、国会が行政機関の長である首相を選び、国会内には政権を巡り与野党関係が生じる。一方、地方では、国とは異なり、二元代表制が取られているため、市議会は、執行機関の長である市長との関係において、国会とは異なる立場や役割を担っていることを十分に理解する必要がある。そこで、二元代表制の機能を十分に発揮するために、市議会が、市長とどのような関係に立つべきかを明らかにしておく必要があると考え、本条で、両者の関係に係る基本原則の規定を置くこととした。
- 2 二元代表制の下では、ともに住民の直接選挙で選ばれ直接住民に責任を負う議会と首長が、対等の関係のもと、異なる権限や機能、特性等を生かし、相互に牽制し抑制と均衡を図り切磋琢磨することによって、市民福祉の向上や市勢の発展に寄与することが求

められている。

- 3 二代表制を有効に機能させるために議会は、議決により市の最終的な意思決定を行う議事機関として、行政事務を執行する機関である市長との権能の違いを踏まえ、互いに市民を代表し市民に直接責任を負う機関として、市長と対等な関係に立ち、適切な緊張関係を維持しながら、市長の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の議会に与えられている機能を最大限発揮するよう努めるべきであることを、規定した。

※権能とは：法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力

(質疑応答等)

第13条 議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

本条は、第12条で定めた基本原則にのっとり、議会の会議等における質疑応答等について定めたものである。

【解説】

- 1 第1項では、一問一答方式での質疑応答は、質問事項に対する答弁がすぐにされる等により、第三者の立場で見て論点及び争点をより明確にするため、一問一答の方式で行うことができることを規定した。
- 2 第2項では、本会議及び委員会に出席した市長等及びそれらの補助職員は、議員の質問や政策提言に関して、論点及び争点を明確にするために議長又は委員長の許可を得て、反問としてその趣旨確認をすることができることを規定した。

(政策等の監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

【趣旨】

本条は、第12条の基本原則を踏まえ、議会が、市長等の事務執行の監視・評価を行っていくことを定めたものである。

【解説】

市長等の事務執行の監視・評価については、第4条第1項でも議会の活動原則として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。具体的には、議会は、市長等の事務執行が、適正かつ公平に、そして効率的に行われているかという観点から監視を行うとともに、その結果が所期の効果や成果を達成したかどうかという観点から評価を行うことにより、市長等の事務執行の妥当性を確保し、問題があれば改善を促していくこととしている。

なお、議会による監視・評価については、具体的には、本会議や委員会における予算、決算、条例、事件決議等の議案の審議・審査、市の事務に関する調査等日々の議会活動を通じて行っていくこととなる。

(政策の立案及び提言)

第15条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

【趣旨】

本条は、第12条の基本原則を踏まえ、議会が、市長等に対し、政策立案・提言を行っていくことを定めたものである。

【解説】

市政課題に関する政策の立案・提言については、第4条第2項でも議会の役割として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。具体的には、議会は、市長等の事務執行の監視・評価や、市長から提案された議案の審議を行うだけでなく、議会としても、議員提案による条例の制定・改廃、市長提案議案の修正、決議や意見書の議決、請願の採択、本会議や委員会における議員の質疑・質問、議会としての報告や申し入れなど様々な機会を通じて、市長等に対し、積極的に政策を立案し、提言を行っていくことを規定した。

(議会の資料要求等)

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市長等に対する議会からの資料提供及び説明の要求について定めたものである。

【解説】

- 1 議会が、市長等の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の役割を十分に果たしていくためには、市政の課題に関する情報を有する市長等から、審議や調査等の参考となる資料の提供や説明が適切に行われる必要がある。
- 2 地方自治法上、議会が市長等に資料の提出等を求めることができる場面としては、
 - ① 地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査権
 - ② 地方自治法第100条の規定による調査権を行使する場合があるが、予算及び決算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はない。
- 3 本市においては、予算及び決算の審議や、重要な政策・施策が立案されたりした際には、従来より、市長等から議会に対し適切な資料提供と説明がなされてきたところであるが、これらの行為が今後も適切に行われるよう、本条で、議会から、必要に応じて、資料の提供や説明を要求するとともに、これに対し市長等が適切に対応するよう求める旨を規定した。
- 4 「政策」とは特定の行政目的を達成するための活動方針を、「施策」とは政策を実現するための具体的な取り組みをいい、その形式は問わず条例や計画もこれらに含む。「重要な政策若しくは施策」とは、市民生活に関わる緊急性、重要性等から市としてその実現に向けて重点的に取り組むべき政策・施策をいい、具体的な事例に応じて個別に判断していく必要がある。

なお、本条に基づく「資料の提供及び説明の要求」は、あくまで「議会」として行うもので、議会としての機関意思の決定が必要であり、議員個人又は会派が行う「資料の提供及び説明の要求」の根拠となるものではない。

(法第96条第2項の議決事項)

第17条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例（平成22年筑紫野市条例第23号）第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。

2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。

【趣旨】

本条は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件について定めたものである。

【解説】

- 1 第1項では、議会の議決しなければいけない事項は、地方自治法第96条第1項に15項目あり、同条第2項に、条例で定めることによってこの15項目以外の事件を議決すべきものとするができる旨規定されている。この第2項の規定を活用し、筑紫野市市民自治基本条例第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものを定めることを規定した。
- 2 第2項では、議決すべき事件を新たに定めるにあたっては、その理由及び根拠を明らかにして条例案として議決することを規定した。

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議の保障及び拡大)

第18条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

- 2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員間の討議を通して意思決定を行う議会のあり方を具体的に定めたものである。

【解説】

- 1 議会は、中立で公正な討論の場であることを十分に認識し、議員間の討議を中心に運営することを規定した。
- 2 議員は、議員相互の自由討議の拡大のため、自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案を提出する努力を行うことを規定した。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第19条 会派または議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

- 2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費のあり方について定めたものである。

【解説】

- 1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付することができることされており、議員の調査活動基盤の充実を図る上で大きな役割を果たしている。そこで、この政務活動費の交付に当たっての基本的な方針を本条で規定することとした。
- 2 第1項では、政務活動費の交付を受けた会派と議員は、政務活動費を、この条例でも示している議員の活動原則を果たすために必要な調査研究に資することを規定した。第2項では、政務活動費の具体的な交付対象、額、交付方法、使途の公表等については、「筑紫野市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めている。

第7章 委員会の運営

(委員会の運営)

- 第20条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。
- 2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
 - 3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、委員会の運営について定めたものである。

【解説】

- 1 執行機関の監視・評価や政策立案・提言などの議会の機能を充実させるためには、少人数で専門的な審査・調査を行う機関である委員会の役割が重要となってくる。そこで、本条では、委員会の運営について規定することとした。
- 2 第1項では、委員会においては、付託された議案の審査を行うだけでなく、新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを規定した。
- 3 第2項では、委員会審査に当たっては、公正性、透明性を心がけることは勿論のこと、資料等を公開しながら市民に分かりやすい審査に努めることを規定している。第3項で

は、委員会の運営について必要な事項は、「筑紫野市議会委員会条例」で定めることを規定した。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会図書室のあり方について定めたものである。

【解説】

- 1 議会図書室は、地方自治法第100条第18項の規定により、議員の調査研究に資するため議会に附置することとされている。
- 2 本条では、議会は、議員の調査研究に資するという議会図書室の設置目的を達成するため、その充実強化に努める必要があることを規定した。

(議会事務局の体制強化)

第22条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、議会事務局のあり方について定めたものである。

【解説】

- 1 議会の機能を強化するためには、その活動を支える議会事務局の機能の充実が不可欠である。そこで、第1項では、議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等の機能の強化を図るとともに、本会議や委員会等の議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実強化に努めるべきことを規定した。
- 2 議会事務局の機能を充実強化するためには、これを構成する職員体制の充実や、個々

の職員の能力向上が必要である。そこで、第2項では、職員の任命権者である議長は、その権限を適切に行使して、職員の適正な配置に努めるとともに、議会の運営や政策立案・提言など職員の専門的な能力を高めるため、研修の実施や派遣など必要な措置を講ずる必要があることを規定した。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員の政治倫理について定めたものである。

【解説】

議会への信頼を確保するためには、議会を構成する個々の議員が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚する必要があること、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品格と地位を保持するよう努めなければならないことを規定した。第2項では、政治倫理について必要な事項は、「筑紫野市政治倫理条例」で定めることを規定した。

(議員定数)

第24条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員の定数を定める場合の基本的な方針について定めたものである。

【解説】

1 議会の議員定数をどのように決定するかは、議会の構成に大きく影響する重要な問題

であることから、これを定める場合の基本的な方針を本条で規定した。

- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し、その調整を図り市政に反映していく役割を担っている。市の人口規模から見て、議員の数が少なすぎれば、市民の多様な意見を代表するという議会の役割が十分に果たせなくなる恐れがある。反対に、合議制の機関として、議員の数が多すぎれば、議会の円滑で効率的な運営に支障を来し、その機能を効果的に発揮できず、市の財政にも過大な負担を負わせることにもなる恐れがある。そこで、議会の議員の定数は、議会が市民の意思を市政に的確に反映する機能を十分発揮するためにはどうあるべきかという観点から総合的に判断して決定すべきであることを基本的な方針として規定した。
- 3 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また、参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めている。第2項では、議員定数について必要な事項は、「筑紫野市議会議員定数条例」で定めることを規定した。

※公聴会制度とは：国または地方公共団体などの機関が、一般に影響するところの大きい重要な事項を決定する際に、利害関係者・学識経験者などから意見を聴く制度のこと。

(議員報酬)

- 第25条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。
- 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
 - 3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員の議員報酬を定める場合の基本的な方針について定めたものである。

【解説】

- 1 地方自治法では、議員には議員報酬を支給することとされているが、議員報酬をどのように決定するかは、議員の活動の質や人材確保に影響を及ぼす重要な事項であることから、これを定める場合の基本的な方針を本条で明らかにすることとした。
- 2 議員報酬は、議員の役務に対する対価として支払われるものであるが、市政に係る課題は広範にわたり、その内容も高度化・複雑化が進んでいることから、議員は、本会議、委員会等における審議・審査などの活動以外にも、それに付随した活動や市政全般に係る政務活動に年間相当の時間が費やされ、その専従化が進んでいる実態がある。議員に

優秀な人材を確保し、かつ、その職責が果たされるようにするためにも、議員報酬は、議員が行っている活動の内容を十分考慮して決定する必要がある。

- 3 議員報酬は、市長等の特別職の報酬、他市の議員報酬等とのバランスや、市の財政状況などの社会経済情勢も考慮して決定する必要があることは当然であり、その額が、議員が行っている活動に見合っていなければ適正を欠いているとして市民から批判を受けることとなる。以上のことを踏まえ、議員報酬は、議員が市政において果たすべき責務や担っている役割を総合的に勘案して、これに見合う適正な額を決定すべきことを規定した。
- 4 議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また、参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めている。第3項では、議員報酬について必要な事項は、「筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めることを規定した。

第10章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第26条 議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会改革の推進について定めたものである。

【解説】

- 1 議会改革の取り組みを一過性で終わらせることなく、議会を取り巻く環境の変化に応じ、不断の取り組みとして、議会自らがその改革に引き続き取り組んでいく方針を定め、議会運営等を確保するため、議会に議会改革推進会議を設けることを本条で規定した。
- 2 第2項では、議会改革推進会議について必要な事項は、「筑紫野市議会改革推進会議設置規程」で定めることとしている。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

市議会のしくみ

市議会は、一定期間の会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案や請願などの審議を行います。

なお、議会には、定例的に招集する「定例会」と、必要に応じて開く「臨時会」があります。定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）に開くことが条例で定められており、市長が招集します。近年では、会期を半年ごとや通年制とする議会も見受けられます。臨時会は、審議する議案を告示して市長が招集します。

本会議

議員が、議場において会議を行うのが「本会議」です。本会議では、提案された議案に対する質疑、討論及び採決のほか、市政運営全般に関する質問などを行います。

委員会

委員会には、本会議から付託された議案や請願等を審査する常任委員会、議会の運営等について協議する議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。市議会の最終的な意思決定は、本会議で行われますが、効率的・専門的な審査を行うために各委員会が設置されています。

議会の流れ

定例会の主な流れは、以下のとおりです。

(1) 招集告示	議会が開催されることを市長が市民の皆さんにお知らせします。
(2) 開会	会期日程の始期で、議事が始まります。
(3) 上程・説明	議会に提出した議案について提案者が説明を行います。
(4) 質疑	議会に提出された議案について、疑義をたずため、提案者に対して質疑を行います。
(5) 委員会付託	本会議で議案に対する質疑を行った後、さらに審査するために議案の内容を所管する各常任委員会に付託します。
(6) 常任委員会	付託された議案を詳しく審査します。
(7) 一般質問	議案とは別に、議員が市政に関する質問を執行機関に行い、執行機関が答える形式で行われます。
(8) 委員長報告	委員会で審査、調査された経過と結果を口頭で報告します。
(9) 討論・採決	議案に対して賛成・反対を明らかにし、自己の意見を述べるのが討論です。その後、議会の意思決定のため採決を行い出席議員の過半数の賛成で可決となります。
(10) 閉会	すべての議事を終え、会期日程が終わります。